

産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報【地下水等水質検査】
(廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条の2の3)

埋立処分開始後の 地下水等水質検査 (廃掃法規則12条の7の 2 第8号の二) (最終処分省令 1条2項10号のロ) (維持管理基準省令 1条1号のロ) (測定頻度:1回/6月 測定箇所:4)	採取日	2025年4月2日							
	採取場所	処理施設 南側(海域①)	処理施設 南側(海域②)	処理施設 北側	処理施設 西側	処理施設 南側(海域①)	処理施設 南側(海域②)	処理施設 北側	処理施設 西側
	検査結果收受日	2025年5月7日							
	結果 (mg/l)	アルキル水銀	<0.0005 (不検出)	<0.0005 (不検出)	<0.0005 (不検出)	<0.0005 (不検出)			
		総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005			
		カドミウム	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			
		鉛	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005			
		六価クロム	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01			
		砒素	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005			
		全シアン	<0.1(不検出)	<0.1(不検出)	<0.1(不検出)	<0.1(不検出)			
		ポリ塩化ビフェニル	<0.0005(不検出)	<0.0005(不検出)	<0.0005(不検出)	<0.0005(不検出)			
		トリクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			
		テトラクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			
		ジクロロメタン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			
		四塩化炭素 (※2)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002			
		一・二―ジクロロエタン (※2)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002			
		一・一―ジクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			
		一・二―ジクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			
		一・一・一―トリクロロエタン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			
		一・一・二―トリクロロエタン (※2)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002			
		一・三―ジクロロプロペン (※2)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002			
		チウラム	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005			
		シマジン	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003			
		チオベンカルブ	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002			
		ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			
		セレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			
		一・四―ジオキサン	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005			
		クロロエチレン(※3)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002			
		ダイオキシン (pg-TEQ/l) (※1)	—	—	—	—			

(※1)ダイオキシンについて、1年に1回の測定を実施する(維持管理基準省令 一条一号ロに基づく)。
(※2)四塩化炭素、一・二―ジクロロエタン、一・一・二―トリクロロエタン、一・三―ジクロロプロペンの4項目について、2014年10月より報告下限値を0.0001mg/lから0.0002mg/lに変更した。
(※3)平成28年環境省告示第31号「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」の一部改正により「塩化ビニルモノマー」の名称変更→「クロロエチレン」